

# ブロック別市民懇談会のための基礎情報

## 1. 「柳瀬川流域水循環マスタープラン」の策定と現在の取り組み

平成16年度、「柳瀬川流域水循環マスタープラン」が策定された。現在は、これらの組織を再編成し、「柳瀬川流域水循環マスタープラン」を推進するための行動計画、「アクションプラン」を検討している。

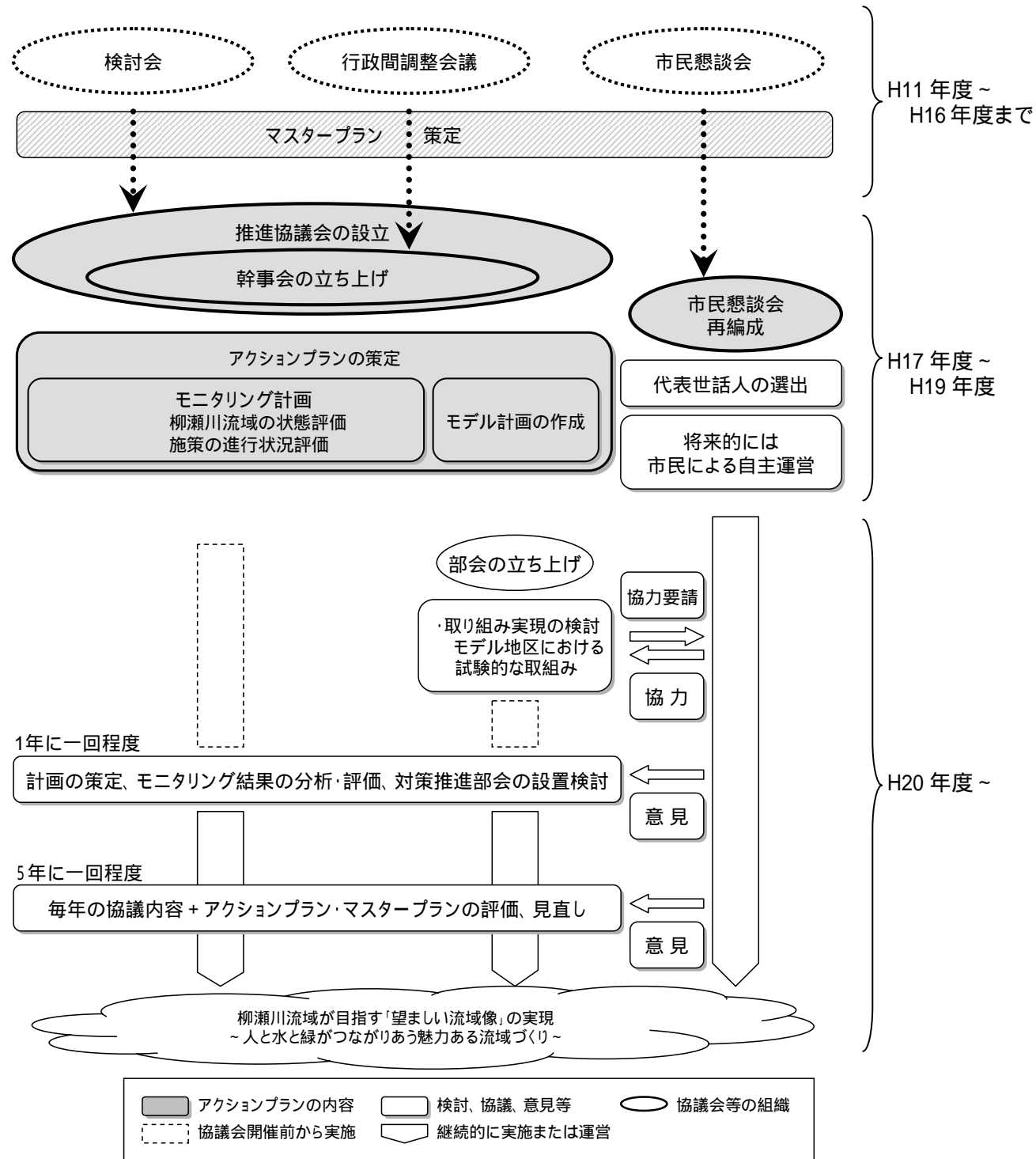
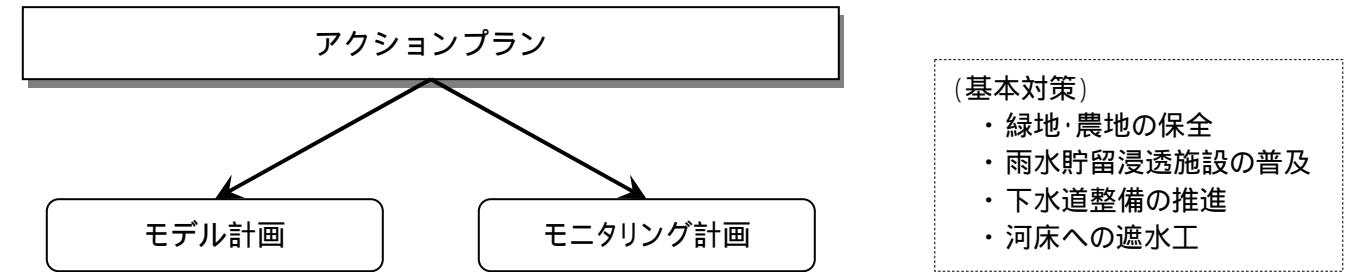


図 1-1 マスタープラン策定からアクションプラン検討、推進までの流れ

## 2. アクションプランとは

アクションプランは、基本対策を広く柳瀬川流域に普及させるためのモデル地区における試行的取り組み(今の制度では実現が難しい取り組み)や、流域の状態を把握するためのモニタリング計画からなる。



### モデル計画

モデル地区を定め、当該地区を対象に試行的取り組みの実施を検討する。

- ・ 実態把握
- ・ 課題の抽出
- ・ モデル地区の設定
- ・ 試行的取り組みの実施

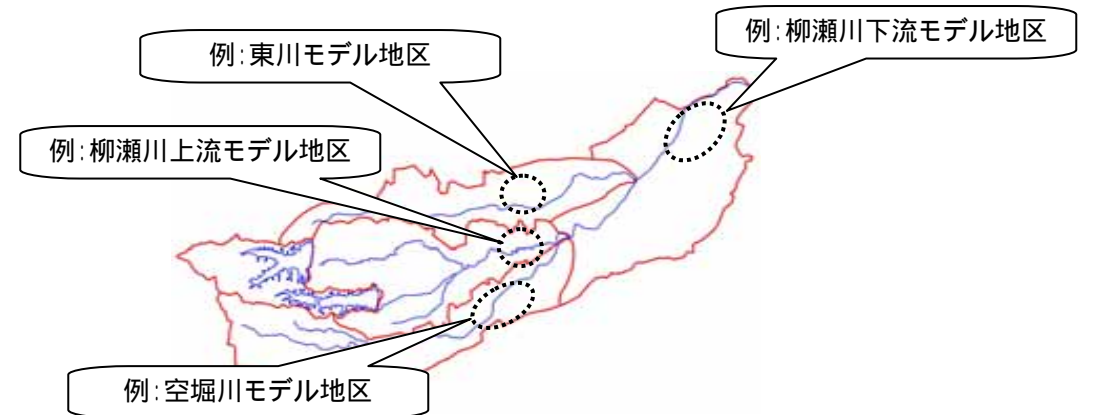


図 2-1 モデル地区のイメージ

モデル地区で検討する取り組み例 (柳瀬川流域水循環マスタープランより)

#### (緑地・農地の保全)

- ・ 各自治体の基金の統合
- ・ 流域全体のトラスト運動
- ・ 市民農園、体験農園
- ・ 遊水地指定により保全
- ・ 武蔵野雑木林指定
- ・ 開発者負担制度 トラストへの入金
- ・ 湧水保全涵養域指定により保全
- ・ 雑木林の公園化

#### (雨水貯留浸透施設の普及)

- ・ 開発(>0.05ha)に対する条例化とマニュアルの作成
- ・ ミニ開発(<0.05ha)に対する対策に基準を定める
- ・ 審査基準の明確化
- ・ 優良住宅認定制度
- ・ 既存ますの浸透化
- ・ 道路用地を用いた共同施設による雨水浸透
- ・ 雨水利用へのインセンティブ付与
- ・ 雨水利用槽・浸透マス一体型施設の普及
- ・ 配管業者、建築業者への講習及び設置促進の要請
- ・ 雨水排水量軽減に対するインセンティブ付与
- ・ 調整池の浸透化

## モニタリング計画

### 水循環系チェックリストの検討

- ・ 流域の状態量(水量・水質等)
- ・ 施策の進捗状況(雨水貯留浸透施設の設置件数等)

整備率や施設設置数など定量指標だけでなく、市民にも分かりやすいことが必要

### チェック項目例

- ・ 洪水は減ったか
- ・ 雨水貯留浸透施設への関心は高まったか
- ・ カブトムシの取れる雑木林はあるか
- ・ みどりを誰が管理しているか
- ・ 生態系は多様になったか
- ・ みどりに関連したイベントの参加者はどうか 等

## 3. 本日の議題と今後の流れ

アクションプランにおけるモデル地区候補地及び試行的取り組みについては、幹事会においても検討が進められている。本懇談会では、各ブロックの現状について認識の共有をはかるとともに、市民懇談会からのモデル地区及び試行的取り組みの提案に向けた議論を進めるものとする。

今後は、幹事会及び市民懇談会の両面からアクションプランについて検討を進めていく。

### 【本日の議題】

ブロックの今の姿についての意見交換(提案に向けた認識の共有)  
・ いいところ(ブロックの宝物)、わるいところ(問題・課題)、など

(時間があれば・・・)

モデル地区、及び試行的取り組みの試作

## 柳瀬川流域水循環市民懇談会 参加の原則

それぞれの自由な立場で自由な発言を行う

互いの発言を尊重し合うこと

お互い真摯に納得のいくまで議論を行う

柳瀬川流域の望ましい流域像を実現するために、善意に基づき発言し行動する

行政あるいは市民が行う事業(活動)について、最終的に判断するのは、それぞれの事業(活動)主体である

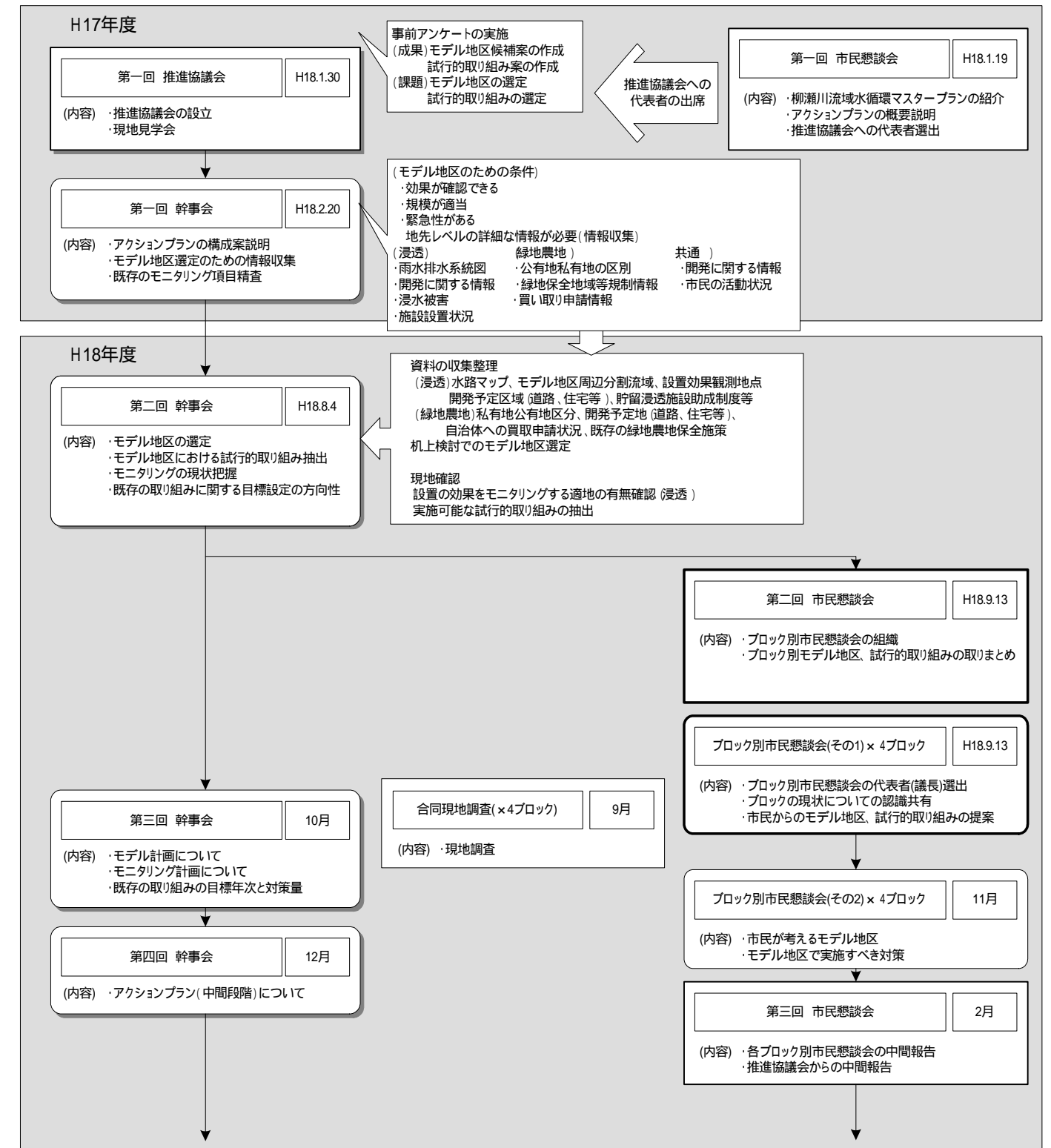


図 3-1 平成 17 年度の検討内容及び今後の検討方針

4. 試行的取り組みの事務局案についての整理例

マスタープランに掲載された試行的取り組みの中からいくつかを抜き出し、実施に移す場合の主たる課題、各主体の役割・やるべきこと、モデル地区における実施手順、等を整理した。

以下に整理した結果を一覧表にまとめたものである。

表 4-1 緑地・農地の保全に関する試行的取り組みについての整理(流域全体が対象になるもの)

対象地と対策	各自治体の基金の統合	流域全体のトラスト運動	武蔵野雑木林(仮称)指定		
主たる課題	行政の横断的連携に向けた調整など	行政・企業・市民の連携によるトラスト運動の枠組み作り	指定基準の設定と指定のメリットの明確化		
各主体の役割 やるべきこと	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域全体のトラスト運動を実施していくにあたり、行政・企業・市民(NPO)は、それぞれ連携を図る必要がある。</li> <li>これまで、柳瀬川流域においてトラスト運動は一般的ではないため、トラスト運動を実施していくにあたっては、<u>適正な組織規模の検討が必要</u>となる。組織の規模を決定する要素として、<u>トラスト運動で網羅する地域の規模や農地・緑地の規模、財源の総額、ステークホルダーの人数、目的</u>などが考えられる。</li> <li>また、<u>活動の枠組み</u>として、「誰が」、「どこ」、「何を」、「どんな活動により」保全するかを検討する必要がある。</li> <li>さらに、トラスト運動のメンバーとして参加することのできる<u>団体の規程</u>を定めておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>武蔵野雑木林指定にあたっては、<u>審査基準と指定解除の方法を規定</u>する必要がある。</li> <li>審査基準を設けるにあたり、<u>選考委員を選出し、誰が選定を行うかを決定</u>する必要がある。</li> <li>さらに、審査基準として何に焦点を当てて選定するか考えるべきである。例えば、雑木林の規模、文化・歴史、景観、地域における重要度などが考えられる。</li> <li>また、<u>武蔵野雑木林に指定されることのメリットを明確化</u>しておく必要がある。指定された場合のメリットとしては、<u>税制面での優遇処置、管理費の一部補助</u>が考えられる。</li> <li>武蔵野雑木林の指定基準とメリットは<u>広報し、幅広く推薦</u>を得られるような体制作りを行う。</li> </ul>		
	企業			<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は何らかの目的を持って、これまで各自治体の基金に寄付している。そのため、各自治体の基金が統合される場合、<u>企業は継続的に出資を続けるか否か</u>を検討する必要がある。</li> <li>統合にあたり、企業は、従来の<u>自治体単位の視点から流域単位の視点への拡大</u>が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は所有地内にある緑地の<u>積極的な自薦</u>を提供することが望まれる。</li> </ul>
	市民/ 市民団体			<ul style="list-style-type: none"> <li>市民など何らかの目的を持って、これまで各自治体の基金に寄付している。そのため、各自治体の基金が統合される場合、<u>市民は継続的に出資を続けるか否か</u>を検討する必要がある。</li> <li>統合にあたり、市民は、従来の<u>自治体単位の視点から流域単位の視点への拡大</u>が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民は気になる緑地を<u>積極的に推薦</u>すべきである。</li> </ul>
インセンティブの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地・農地の保全のために各自治体が協力し合っていることをPRすることによる自治体の社会的印象の向上(行政)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への貢献のPRによる社会的印象の向上(企業)</li> <li>特典や割引(クレジットカード)(市民)</li> <li>ボランティア意識の醸成(市民)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雑木林の価値の向上(企業、市民)</li> <li>税制面での優遇措置/管理費の一部補助(企業、市民)</li> </ul>		
モデル地区における実施手順	自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>各行政の関係機関の意向確認</li> <li>事務局の設置と運営および協議会の開催</li> <li>行政間の調整</li> <li>財源負担額の基準の決定 みどりの量、人口、税収、流域にかかる面積など</li> <li>財源支出に関わる制度見直し</li> <li>統合による効果のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各行政の関係機関の意向確認</li> <li>事務局の設置と運営および協議会の開催</li> <li>トラスト運動を運営する母体の設立</li> <li>税制面など運営面での特例措置の検討</li> <li>トラスト運動に興味のある企業との契約</li> <li>トラスト運動の普及活動</li> <li>トラスト運動の効果のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進事例の情報収集</li> <li>事務局の設置と運営および委員会の開催</li> <li>候補地の選定</li> <li>評価基準の設定</li> <li>指定されることのメリットの明確化</li> <li>広報活動</li> </ul>	
	企業(協会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政に基金を出している企業の意向確認</li> <li>各自治体の基金の統合への理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同企業の意向確認</li> <li>メリットの検討(クレジットカード)</li> <li>トラスト運動に興味のある企業との共同事業の検討</li> <li>PR(クレジットカード)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会への出席</li> <li>指定林を保全する企業としての取り組み</li> <li>候補地の推薦</li> </ul>	
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>各自治体の基金の統合への理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の意向確認</li> <li>カードなどのメリットの積極的な利用</li> <li>対策効果のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>候補地の推薦</li> <li>流域市民の投票</li> <li>委員会への出席</li> </ul>	



表 4-2 緑地・農地の保全に関する試行的取り組みについての整理 (対象範囲が限られるもの)

対象地と対策		雑木林の公園化	市民農園、体験農園	環境学習の場として活用	
主たる課題		運営体制の構築	運営体制の構築	環境学習の成果の地域への浸透	
各主体の役割やるべきこと	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院内の敷地にある緑地を公園化するにあたり、行政と病院(企業)との連携と調整が必要となる。</li> <li>・ 特に、公園化に伴い施設を新・改築する場合の費用分担や行政からの補助(税制面の優遇措置など)の検討が必要となる。</li> <li>・ 公園化申請制度も必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東大和芋窪緑地は広大であるため、企業や市民が公園の管理に賛同するような運営体制の構築が必要となる。</li> <li>・ また、都市部からは離れた場所に位置しているために積極的なPR活動が必要となる。</li> <li>・ 公園内で実施する様々な活動の内容を検討する必要がある。また、その際にこの活動を実施するアドバイザーを育成する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民農園・体験農園としての登録基準を明確にする必要がある。</li> <li>・ 市民農園・体験農園の土地の提供者の特典を検討し、明確にする必要がある。例えば、税制面での優遇や補助金の交付などが考えられる。</li> <li>・ 市民農園・体験農園としての登録を解除する場合の手続きを明確にする必要がある。</li> <li>・ 市民農園・体験農園において農業技術を提供するアドバイザーの登録制度の導入と募集方法を検討すべきである。(シルバー・ボランティアとの連携)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境学習の場として活用していることを地域に幅広く周知させるためのPR活動を行っていく必要がある。</li> <li>・ 環境学習において自然に対する知識を持ったアドバイザーの登録制度の導入と募集方法を検討する必要がある。</li> <li>・ 虫採りや竹の子とり、落ち葉拾い、剪定・間伐体験、落ち葉の堆肥化などの体験型環境学習の活動内容を検討する必要がある。</li> </ul>
	企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異なる病院がそれぞれの保有する緑地を公園化するのではなく、いくつかの緑地を統合して管理する場合、病院間の連携・調整が必要となる。また、その場合は、公園管理委員会(仮称)を設置し、適切な緑地管理がなされる体制づくりを検討すべきである。</li> <li>・ 院内公園となるため、安全・治安面に配慮する必要がある。</li> <li>・ 公園内で実施する様々な活動の内容を検討する必要がある。また、その際にこの活動を実施するアドバイザーを育成する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広大な雑木林公園に企業として助成することは、社会にとってのPR効果が大きい。したがって、企業は助成によるメリット・費用を分析し、助成をするか否かを検討する必要がある。</li> <li>・ 社会への貢献の観点から、企業は社員を派遣し、清掃や間伐などを行うことが望まれる。(社員研修、シニア社員の派遣)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業は、所有しているがあまり使われていない土地を解放し、市民農園・体験農園とすることを検討する必要がある。</li> <li>・ 市民農園・体験農園を企業の研修の場として利用することが望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境学習の場を企業の研修の場として利用することが望まれる。</li> </ul>
	市民/ 市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域に対して公園をより身近なものとするために、市民は清掃や間伐などの労働を提供することが望まれる。</li> <li>・ 学校の課外授業や生涯学習の場として提供し、そのなかで維持管理を行うことが望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域に対して公園をより身近なものとするために、市民は清掃や間伐などの労働を提供することが望まれる。</li> <li>・ 学校の課外授業や生涯学習の場として利用することが望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民農園・体験農園としての登録の特典と役割を理解した上で、一般市民に開放するか否かを決定する必要がある。</li> <li>・ 農業に対する知識を持っている場合は、自らがアドバイザーとして活動する。</li> <li>・ アドバイザーとして適当な人材がいらない場合は、農業技術を提供するアドバイザーの育成が必要である。</li> <li>・ 市民農園・体験農園として登録後により多くの一般市民に利用されるように積極的なPR活動を行っていく必要がある。</li> <li>・ 市民農園・体験農園を課外授業や生涯学習の場として利用することが望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境学習において自然に対する知識を持っている場合は、自らがアドバイザーとして活動する。</li> <li>・ アドバイザーとして適当な人材がいらない場合は、アドバイザーの育成が必要である。</li> <li>・ 環境学習の場を課外授業や生涯学習の場として利用することが望まれる。</li> <li>・ 流域内の横断的な連携による意見交換や人材交流が必要となる。</li> <li>・ 多くの一般市民が環境学習の場として活用するために積極的なPR活動を行っていく必要がある。</li> </ul>
	インセンティブの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドバイザー代を受け取ることができる(市民団体)</li> <li>・ 補助金を受け取ることができる(企業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドバイザー代を受け取ることができる(市民)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドバイザー代を受け取ることができる(市民、市民団体)</li> <li>・ 土地(私有地のみ)の賃借料を受け取ることができる(所有者)</li> <li>・ 収穫した野菜(市民、市民団体)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドバイザー代を受け取ることができる(市民、市民団体)</li> <li>・ 土地の賃借料を受け取ることができる(所有者)</li> </ul>
モデル地区における実施手順	自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各病院の意向確認</li> <li>・ 各病院の将来計画の把握</li> <li>・ 雑木林の管理が継続的に行われるような制度・体制づくりの検討</li> <li>・ 公園化申請制度の設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園化の需要調査</li> <li>・ 運営体制の構築</li> <li>・ 積極的なPR</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営体制の構築</li> <li>・ 登録・解除の規定化</li> <li>・ 学校、教育委員会への紹介・広報</li> <li>・ アドバイザー登録制度の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習の場の選定</li> <li>・ 運営体制の構築</li> <li>・ 学校、教育委員会への紹介・広報</li> </ul>
	企業(協会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業(病院)の連携・調整</li> <li>・ 公園管理委員会の設置</li> <li>・ 活動内容の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業としての助成</li> <li>・ 雑木林管理の体験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業としての助成</li> <li>・ アドバイザーの派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業としての助成</li> <li>・ アドバイザーの登録</li> <li>・ アドバイザーの派遣</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雑木林管理の体験</li> <li>・ 参加費の支払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より身近な公園となるための支援(除草、清掃など)</li> <li>・ 雑木林管理の体験</li> <li>・ 参加費の支払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドバイザーの派遣</li> <li>・ 農業の体験</li> <li>・ 参加費の支払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドバイザーの登録</li> <li>・ アドバイザーの派遣</li> <li>・ 環境学習の体験</li> <li>・ 参加費の支払い</li> </ul>

表 4-3 雨水貯留浸透施設の普及に関する試行的取り組みについての整理

既に住宅地となっている当該モデル地区に雨水貯留浸透施設を普及させるために有効と判断された取組みは以下の3案となった。なお、各案は設置場所をもって分類可能であるため比較表形式で1枚に整理した。		
対策内容	戸建住宅内における既存ますの浸透化 道路用地等による宅内排水の浸透 道路の浸透化	
対策イメージ	<p>対象地:住宅敷地のみ(約 ha)</p>	
主たる課題	<p><b>対策可能な用地が限られている</b></p> <p><b>道路・下水・河川等関連部局との調整が必要</b></p> <p><b>市街地における透水性舗装の標準化</b></p>	
各主体の役割やるべきこと	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>砕石充填方法を工夫し狭小地でも設置できる製品が開発された場合、<u>浸透施設設置基準の見直し</u>が必要となる。</li> <li>また、既存ますの浸透化や上記工夫による浸透量減少をカバーするための設置数量増強や雨水貯留タンクに対応した<u>助成制度の採択基準見直し</u>が必要である。</li> <li>雨水貯留浸透施設に対する助成制度と緑化等に対する<u>助成制度の統合化</u>が必要である。</li> <li>対策効果を<u>モニタリング</u>する必要がある(被害状況等)。</li> </ul>
	企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸透施設の<small>小規模化</small>について検討する必要がある(既に一定程度の開発は進んでいる)。</li> <li>既存ます浸透化のバリエーション拡充する必要がある(砕石充填方法の工夫で狭小地へ設置する方策)。</li> <li>一方で、上記工夫による浸透量の減少をカバーするため、<u>設置数量を増やすこと</u>の必要性を検討する必要がある。</li> <li>試作品のモデル地区における実証実験</li> </ul>
	市民(NPO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸透機能を維持するための施設維持管理方法等の知識の習得する必要がある。</li> <li>近隣住宅への普及を目的とした情報提供を行う必要がある。</li> <li>上記工夫があったとしても、浸透ます化が困難な住宅については、<u>屋上緑化</u>や花壇等による敷地内の浸透化を行う必要がある。</li> <li>ますの浸透化が可能な住宅においても緑化を進める必要がある。</li> <li>対策効果の<u>モニタリング</u>に協力する必要がある。</li> </ul>
インセンティブの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置意欲を高めるための方策として、“浸水被害の解消への寄与”というインセンティブに加え、既存ますを浸透化した家庭に小規模雨水貯留タンクを贈呈するなど助成制度を拡大する。</li> </ul>	
モデル地区における実施手順	自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>助成制度の採択基準見直し案の検討とモデル地区限定施行</b></li> <li>製品製造企業への働きかけ</li> <li>市民向け講習会の開催(施設必要性、助成制度の周知)</li> <li>施工業者への講習会実施、実演会の開催</li> <li>既存ますの廃棄に関する検討</li> </ul>
	企業(協会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品開発、既存ます改造方法の検討(既存ますの有効活用)</li> <li>試作品の現地投入及び実証実験</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>講習会への参加</li> <li>施設設置適地の有無とその面積の確認</li> <li><b>助成事業を活用したますの浸透化</b>(試作品受入れ)</li> <li>メンテナンスの体験</li> <li>降雨後の状態モニタリング(施設・被害)</li> </ul>